

1 1. 住宅のリフォームに係る減税情報

1) 固定資産税の減額制度

①耐震改修住宅に対する固定資産税の減額制度

問合せ：習志野市 資産税課

昭和57年1月1日以前に新築され、現行の耐震基準に適合する工事費50万円超の改修工事を行った住宅について、工事完了後3か月以内に申告することで、固定資産税が減額されます。(適用年数：1年)

②省エネ改修住宅に対する固定資産税の減額制度

問合せ：習志野市 資産税課

平成26年4月1日以前に新築され、一定の要件を満たす自己負担額60万円超の改修工事を行った住宅（貸家を除く）について、工事完了後3か月以内に申告することで、固定資産税が減額されます。(適用年数：1年)

③バリアフリー改修住宅に対する固定資産税の減額制度

問合せ：習志野市 資産税課

新築された日から10年以上が経過し、一定の要件を満たす自己負担額50万円超の改修工事を行った住宅（貸家を除く）について、工事完了後3か月以内に申告することで、固定資産税が減額されます。(適用年数：1年)

④大規模修繕工事を行ったマンションに対する固定資産税の減額制度

問合せ：習志野市 資産税課

令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に大規模修繕工事を行い、一定の要件を満たすマンションについて、工事完了後3か月以内に申告することで、固定資産税が減額されます。(適用年数：1年)

問合せ：習志野市役所 資産税課 ☎047-453-9245

2) 所得税の控除

リフォーム（バリアフリー・省エネ等）による所得税の控除

国税庁のホームページを御覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1216.htm>

3) 空き家の発生を抑制するための特例措置

空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除

問合せ：習志野市 防犯安全課

国税庁、国土交通省もしくは習志野市のホームページを御覧ください。

国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/joto/3306.htm>

国土交通省ホームページ

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000030.html

習志野市ホームページ

<https://www.city.narashino.lg.jp/kurashi/jutaku/akiyatoutaisaku/akiya3000koujyo.html>